

報 告 第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年5月17日提出

新居浜市長 石川 勝 行

和解及び損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

和解及び損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和3年3月23日

新居浜市長 石川 勝行

1 和解の相手方 （省 略）

2 事故の概要

令和2年12月11日午前8時30分頃、船木甲5364番11地先路上において、東進中の自転車の後輪が道路側溝の蓋の隙間に挟まり当該自転車が転倒。運転者が負傷し、車両等を損傷した。

3 和解の内容

（1）新居浜市は、相手方に対し、車両等を損傷させたこと及び負傷させたことに係る損害賠償債務として、金27万2,715円の支払義務があることを認める。

（2）本件事故により負傷した相手方の治療費のうち、国民健康保険の保険給付に係る求償分金3万751円については、新居浜市が別途愛媛県国民健康保険団体連合会

に支払う。

(3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。